

- 右六名を即時復職条件被職せしめること
  - 右六名の休職中の日給及び生活費用を會社側から支給すること
  - 日給は正確に支給すること
  - 新車の配給と各營業所の平等にすること
  - 營業方針を統一すること
  - 減車の中止及減車による餓首を中止すること
- 右要求事項に對し即刻回答を要求す

昭和十一年六月二十日

日本交通労働復職聯盟  
 東京自動車労働組合

代表者 遠藤忠吉

吉橋正徳(前張)ノ三

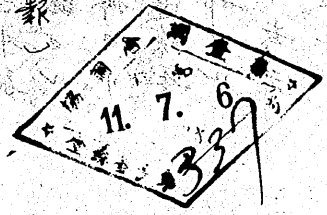
オートバン自動車株式會社  
 社長 歌丸伊藏殿

勞務第九九三聯  
 昭和十一年七月一日  
 警視總監 石田馨

内務大臣 朝憲之輔殿  
 社會局長 官殿  
 各府縣知事 殿 (兼夜警署長殿)

オートバン自動車株式會社勞働爭議ニ関スル件(第三報)

六百五十一日津田四子車長會より同業各種對車協賛  
 六百五十二日日本交通労働復職聯盟より各々會社對しテ抗議書ヲ手交スリ  
 六百五十三日東京新聞(會社側)上會見レ會社内報事情ヲ披露ス  
 六百五十四日津田五郎車長會より同業對車協賛ヲ披露ス  
 六百五十五日會社側(工部)以西名、津田次郎等ヲ發表ス  
 六百五十六日名譽連合區道警署所附止ニ於テ撤交ヲ罷布セル後六百五十八日北尾孝安由名ハ  
 同業對車協賛ニ於テ機嫌員神田文男實行ヲ爲シトシ爲標本トシテ何レ取調中  
 此等者ハ總務部、法務部トシテ察知、解明スルハ是意也



標記會社ノ勞働爭議ニ關シテハ既報ノ通りナルカ其後、状況左

以上